

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正内容

(1) 放射線測定設備の更新に伴う見直し

「別図－4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」及び「別表－5 放射線測定設備」について、放射線測定設備の更新に伴いNaI（低線量率用）測定レンジを変更。

(2) ERS S伝送システムの整備に伴う見直し

本文及び「別表－7 その他の原子力防災資機材」について、ERS S伝送システムの整備（2023年度中に伝送開始予定）に伴い、原子力災害対策活動で使用する設備の整備・点検、情報の収集と提供、及びその他の原子力防災資機材の保管場所等の記載を見直し。

(3) 関係機関の組織名称の変更

「別表－3 (1) サイクル研究所外通報連絡系統」の国土交通省航空局安全部の通報連絡先について、「運航安全課」から「安全政策課」への変更（令和4年4月1日）を反映。

(4) 施設配置図の見直し

再処理施設境界の変更及び施設解体撤去に伴い施設配置図を見直し。

(5) 原子力防災資機材の保管場所の変更

「別図-6 原子力防災資機材の保管場所」、「別表－6 原子力防災資機材(2/2)」について、空間放射線積算線量計及び個人用外部被ばく線量測定器の保管場所の変更に伴う見直し。

(6) その他

上記に加え、記載の適正化及び所要の見直しを行った。

① 原子力防災管理者の職務の見直し

本文の原子力防災管理者の職務について、原子力機構の大洗研及び原科研の原子力事業者防災業務計画に合せて記載内容を見直し。

② 原子力災害対策指針の改正に基づく表現の見直し

本文中の「初期被ばく医療」の記載について、現行の原子力災害対策指針の表現を踏まえて「原子力災害医療」に修正。

③ 他の原子力事業者への協力の追加

協定に基づく協力について項目を追加し、原子力機構の大洗研及び原科研の原子力事業者防災業務計画に合わせて記載内容を見直し。

④ 原子力災害対策活動で使用する資料の見直し

「別表－10 原子力災害対策活動で使用する資料」について、再処理施設制御系統図を削除。

⑤ その他の記載の適正化

以 上